

# 令和2年度 ひょうごチャレンジ起業支援貸付（無利子）のご案内

## 《 ひょうご・神戸チャレンジマーケット 》

〈受付期間〉 令和2年9月11日（金）～ 10月30日（金） 〈最終日16時必着〉

### 〈ご利用のポイント〉

- ① 兵庫県内に主たる事業所を置いて有望なビジネスプランを有し、起業等にチャレンジする方にご利用いただける長期（10年以内・3年以内の据置可）の無利子貸付金です。
- ② 貸付限度額は1,000万円。貸付日以降の1年以内に支出する設備資金・運転資金にご利用いただけます。
- ③ 無担保・無保証（代表者保証人も不要）で申請していただけます。保証料も不要です。

|        |  |
|--------|--|
| 貸付対象者  | <p>令和2年度のひょうご・神戸チャレンジマーケット（以下、「チャレンジマーケット」という。）に応募する方で、有望なビジネスプランを有し、兵庫県内に主たる事業所を置いて起業等にチャレンジし、下記のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として創業後5年未満の方</li> <li>2 創業後5年以上の場合は、新たな事業活動に対する経営革新計画の認定を取得した方限ります。（認定申請中でも申請は可能ですが、認定を取得できない場合は貸付対象外とみなします。）、または認可済で認定計画期間中の方</li> <li>3 過去5年以内のチャレンジマーケットの認定事業計画で貸付申請をせず、平成31年度の貸付を希望する方（この場合はチャレンジマーケットの応募は必要としません。）</li> <li>4 起業する場合は次の（1）から（3）までのいずれかに該当する方             <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）同一業種の事業所（中小企業に限らない）に継続して3年以上勤務し、最終の事業所を退職したのち概ね1年以内にその技術又は経験を活かし、県内で同一業種により営業を開始しようとする方</li> <li>（2）法律に基づく資格を有し、原則として資格取得後5年以内に県内でその資格により営業を開始しようとする方</li> <li>（3）特許法、実用新案法、意匠法に基づく出願による登録を受け（第三者からの技術移転を含む）、その技術を用いて、県内で営業を開始しようとする方</li> </ol> </li> </ol> |
| 貸付対象分野 | 医療・福祉、生活文化、情報通信、環境エネルギー、新製造技術・新素材、輸送・物流、ビジネスサポート等  |
| 貸付限度額  | 1,000万円（貸付額は10万円単位、最低貸付金額は100万円）   |
| 貸付割合   | センターが貸付対象として認めた必要経費の70%以内または貸付限度額の低い方  |
| 貸付利率   | 無利子  |
| 貸付期間   | 10年以内（うち3年以内の据置可）、据置後 均等月賦返済（自動引落としによる。）   |
| 資金使途   | 貸付日以降の1年以内に支出する運転資金・設備資金   |
| 留意事項   | ※ 貸付の可否は審査会で決定し、審査により貸付条件（貸付金額の減額、受注に対するエビデンス、契約書等の提出）が付加される場合があります。   |



### [申請・問合せ先]

公益財団法人 ひょうご産業活性化センター  
 創業推進部 投資育成課  
 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4  
 神戸市産業振興センター 2階

TEL 078-977-9075 FAX 078-977-9112

<http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/challengekasituke>  
 （公募要領、様式はこちら）